

4 社会貢献とコンプライアンス

① きょうと介護・福祉サービス第三者評価の受診

〈認証基準〉

・3年以内の第三者評価の受診

〈確認方法〉

【現地確認】 第三者評価受診記録

認証取得にあたってのプロセス

1. 認証申請日から過去3年間のうちに受診している場合は、その受診記録を確認します。
過去3年間のうちに受診していない場合は、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下、支援機構という）の定めるところにより、手続きをして、第三者評価を受診します。
※地域密着型サービス事業所（グループホーム）の場合は、外部評価の受診をもって代えることができます。
※地域密着型サービス事業所（小規模多機能）の場合は、サービス評価の受診をもって代えることができます。
※医療機関の場合は、病院機能評価の受診をもって代えることができます。
※法人単位での認証申請の場合は、法人内の事業所のうち、一部の事業所の受診で認証基準を満たします。

第三者評価受診にかかる手続き・手順

第三者評価の受診申し込みは京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構にします。そして、以下のとおり手続きを行います。

（募集：支援機構が受診事業所を募集）

1. 申請：事業所は、支援機構に受診希望を申請
2. 決定：支援機構より受診決定通知を事業所に送付
3. 契約：事業所より第三者評価機関へ評価申込・契約締結
実施①：事業所内において利用者アンケート等実施
実施②：事業所内において自己評価実施
4. 訪問調査：第三者評価機関による訪問調査
5. 報告：第三者評価機関より、評価結果を事業者に了解を得て、支援機構に報告
6. 認定証送付・公表：支援機構より第三者評価受診認定証の送付とホームページに結果を公開・公表
詳しくは、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページ（<http://kyoto-hyoka.jp/>）にてご確認ください。